入　札　公　告

１．入札事項

「人材派遣(開発補助)１式」

※詳細は入札説明書及び仕様書を参照。

２．入札に参加する者に必要な資格

⑴　平成 25・26・27 年度 国土交通省一般（指名）競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、下記の資格の種類及び等級に格付けされた者で、かつ官公庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

資格の種類　：　「役務の提供等」

資格の等級　：　A、B、C 及び D のいずれか

⑵　一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

⑶　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑷　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）

⑸　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）

３．入札説明会実施の有無　：　なし

４．入札説明書及び仕様書の受取方法、また、契約書(案)等の閲覧

当研究所ホームページの「入札・調達・契約情報」より入手、及び閲覧すること。

URL：http://www.enri.go.jp/news/nyusatu/nyusatu_index.htm

５．入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

電子メールにて平成 27 年 5 月 12 日（火）17 時 00 分まで受付。なお、電子メールには、件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を明記して下さい。

６．入札参加に必要な書類の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された提出書類について、上記２．に定める資格を有することを証する書類の写しとともに、次の期限までに提出して下さい。審査の結果、本件を履行できると認められた者に限り、入札への参加を認めます。なお、提出した書類に関し説明を求められたときは、提出者はこれに応じることとします。

②　提出方法　　：　持参、郵送、電子メール、及び FAX のいずれか　※様式任意

② 提出締切　　：　平成 27 年 5 月 12 日（火）17 時 00 分

③ 審査の結果　：　平成 27 年 5 月 19 日（火）までに通知

７．入札書の提出方法

⑴ 提出方法　：　持参又は郵送（電信、電子入札不可）

⑵ 提 出 先　：　国立研究開発法人電子航法研究所 総務課 契約係

⑶ 提出締切　：　平成 27 年 5 月 20 日（水）　13 時 20 分

８．開札日時及び場所

⑴ 日時　：　平成 27 年 5 月 20 日（水）13 時 30 分　　※入札書提出者の開札立会義務なし

⑵ 場所　：　国立研究開発法人電子航法研究所 本館２階 総務課前（別紙地図参照・車駐車可）

９．入札保証金及び契約保証金　：　免除

１０．入札の無効

上記２．の資格を有さない者のした入札、及び上記４．で示された入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

１１．契約書作成の要否　：　要

１２．その他

⑴ 入札書提出締切後に到着した入札書は無効とする。

⑵ 上記８．の開札で予定価格の制限の範囲内に達する価格の入札がない場合は、当研究所の入札事務担当者の指示する日時を締切とする再度入札を実施する。なお、再度入札は１回のみとする。

平成 27 年 4 月 23 日

国立研究開発法人 電子航法研究所
理事長　山　本　憲　夫

※本件に関する資料の送付、質問及び入札書の提出先
〒182-0012　東京都調布市深大寺東町 7 丁目 42-23
国立研究開発法人電子航法研究所 総務課 契約係
TEL：0422-41-3476　FAX：0422-41-3169　e-mail：tender@enri.go.jp

3 電子航法研究所周辺

至三鷹駅
三鷹市役所前バス停
三鷹農協前バス停
三鷹郵便局
三鷹市役所
JA東京むさし三鷹支店
1号棟
監視通信領域
7号棟
仮想現実実験棟
東八道路
至高井戸
通用門
正　門
外来者は
通行不可
交通安全
環境研究所
2号棟
航空交通管理領域
アンテナ
試験棟
宇宙航空
研究開発機構
電波無響室
至調布
4号棟
監視通信領域
3号棟
海上技術
安全研究所
電子航法研究所
5号棟（本部棟）
2F役員室/総務課
1F研究企画統括/企画課
講堂
6号棟
航法システム領域

入　札　説　明　書

１．発注者
２．入札内容等
３．入札に参加する者に必要な資格
４．入札説明会実施の有無
５．入札説明書及び仕様書に関する質問の受付
６．入札参加に必要な書類の提出
７．入札書･入札内訳書提出の方法等
８．その他

（添付書式）
「入札書受取確認票」
「入札書及び内訳書」

１．発注者

国立研究開発法人 電子航法研究所　理事長　山本　憲夫

２．入札内容等

(1) 入札事項

「人材派遣(開発補助) 1 式」

※詳細は仕様書参照。

(2) 仕様

仕様書のとおり

(3) 派遣期間

平成 27 年 6 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 25 日

(4) 派遣場所

国立研究開発法人電子航法研究所（東京都調布市深大寺東町 7-42-23）

(5) 入札方法

① 入札参加者は、派遣に要する一切の諸経費を含め、入札金額を見積もること。

② 入札書へ記載する金額は、1 時間あたりの単価を記載すること。

なお、入札内訳書の記載方法は、前記(3)の派遣期間における総業務時間数（1252.5 時間）に、入札書へ記載する 1 時間あたりの単価を乗じた総額を記載するものとする。

③ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、競争参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金　　免除

３．入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成 25・26・27 年度 国土交通省一般（指名）競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、開札日までに下記の資格の種類及び等級に格付けされた者であること。

資格の種類：「役務の提供等」

資格の等級：A、B、C 及び D のいずれか

(2) 一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(3) 官公庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

(4)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5)　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）

(6)　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）

(7) 次の各号の一に該当する者は、入札に参加する資格を有さないものとする。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

②　次の各号の一に該当し、かつ、その事実があった後２年を経過しない者。

ア　契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、または物品の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。

イ　公正な競争の執行を妨げた者、または公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るため連合した者。

ウ　落札者が契約を結ぶこと、または契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。

エ　監督または検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。

オ　正当な理由無くして契約を履行しなかった者。

カ　契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

４．入札説明会実施の有無　　無

５．入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

(1) 電子メールにて、入札公告記載の期日まで受け付ける。なお、電子メールには件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を明記し、次のアドレスまで送信すること。

e-mail：tender@enri.go.jp

(2) 頂いた質問（当研究所からの回答を含む）のうち、応札を考えている他の事業者にも周知した方が公平性の点から良いと当研究所が判断したものについては、当研究所ホームページの「入札・調達情報」中、当該入札件名の「質疑応答」に掲載すること

とする。

６．入札参加に必要な書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、入札公告記載の方法により入札公告記載の期日までに次の資料を提出すること。

① 官公庁から発行された競争参加資格決定通知書の写し

② 一般労働者派遣事業許可証の写し

③ 本件に対する人材派遣予定者のスキルシート

※本件の実施に必要な派遣者に求める資格等は仕様書参照。

(2) 提出先

〒182-0012　東京都調布市深大寺東町７丁目 42-23

国立研究開発法人電子航法研究所 総務課 契約係　TEL：0422-41-3476

７．入札書･入札内訳書提出の方法等

(1) 入札書･入札内訳書提出方法

持参または郵送（電信、電子入札不可。郵送の場合は、書留、配達記録等配達された記録が残る方法による）

(2) 入札書･入札内訳書の提出先

６．(2)に同じ

(3) 開札の場所

国立研究開発法人電子航法研究所 本館２階 総務課前応接間（車駐車可）

(4) 締切の厳守

入札書等の提出にあたっては、入札公告記載の期日を厳守すること。なお、締切以降の入札は無効とする。

(5) 入札書･入札内訳書の提出方法

【郵送の場合】

入札書･入札内訳書に、添付の「入札書受取通知票」（FAX 宛先（受け取り担当者名まで記載）及び FAX 番号を記入）を同封し、当研究所契約係あて郵送すること。この場合、入札書へ記載する日付は、郵便投函日の日付を記載して下さい。郵送された入札書・入札内訳書は、当研究所に到着した時点で開封し、誤記、記入漏れ又は押印漏れ等がないかを確認します。

なお、入札書を郵送したにもかかわらず、当研究所から「入札書受取通知票」が FAX 送付されてこない場合は、必ず、当研究所契約係あて問い合わせ下さい。

【持参の場合】

入札書・入札内訳書を封筒に入れて（のり付け不要）持参すること。提出された入札書・入札内訳書は、即日、開封して誤記、記入漏れ又は押印漏れ等がないかを確認します。なお、入札書の署名（又は記名）・押印者以外の者の持参を認めます。

(6) 入札書の署名(又は記名)・押印者は、入札参加事業者における代表取締役等の代表機関または支配人、支店長以上の職にあるもの、もしくは、それらの者から委任を受けた代理人(委任事実及び委任内容が書面上証明できる場合のみ)とする。

(7) 入札参加者は、誤記、記入漏れまたは押印漏れ等、当研究所からの指摘による入札書・入札内訳書の返却時以外、提出した入札書･入札内訳書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(8) 入札の無効

① 上記３．に示した競争参加資格を有していない者のした入札、入札条件に違反した者のした入札、又は、次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

ア 入札参加者またはその代理人（以下「入札者」という。）の記名または押印（外国人、または外国法人にあっては、本人または代表者の署名をもってかえることができる。）の無いもの。

イ 金額の記載のないもの、又は金額を訂正したもの。

ウ 誤字・脱字等により、記載事項が不明瞭であるもの。

エ 条件が付されているもの。

オ その他入札に関する条件に違反したもの。

② 平成 23 年度 国土交通省一般（指名）競争参加資格（全省庁統一資格）申請中の者がした入札において、開札日までに当該参加資格が決定されないとき、又は、審査の結果、当該資格を有すると認められなかったときは、その者がした入札は無効とする。

(9) 入札の延期等

入札者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合であって、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。

(10) 代理人による入札

① 代理人が入札書に金額、日付を記入して記名、押印する場合は、入札書に入札者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示、代理人氏名の記入及び代理人印を押印（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札書提出締切日時までに委任状を提出すること。

② 入札者は、本件入札について、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(11) 開札の方法

① 開札は、立ち会いを希望する入札者を立ち会わせて、当研究所の職員が行う。

② 入札者は、開札の場所に入場しようとするときは、当研究所総務課職員に、入札者又は入札者が代表、支店長等である事業者の職員又は代理人であることを証するものを提示すること。なお、同一事業者の３名以上の入場は認めない。

③ 入札者は、開札時間経過後は、当研究所総務課職員の許可がない限り、開札の場所に入場することはできない。

④ 入札者は、当研究所総務課職員の許可がない限り、開札が終了するまで開札の場所を退場することができない。

⑤ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達する有効な入札がないときは、当研究所入札事務担当者の指示する日時を締切とする再度入札を行う。この場合、封筒及び封印は不要とし、本件においては、ファクシミリによる入札を認める。

８．その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

① 入札者は、入札公告及びこの入札説明書を十分理解したうえで入札しなければならない。質問等があるときは、上記５．に記載する方法で当研究所に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

② 入札者は、開札日の前日までに当研究所から当該入札書に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。

③ 機関の規則等を遵守し、不正に関与してはならない。

④ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出の要請に協力しなければならない。

⑤入札者は入札書の提出時に別紙「誓約書」を提出しなければならない。

(3) 落札者の決定方法

① 最低価格落札方式とする。

② 落札となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちに入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるとき、又は直ちにくじを引けない者があるときは、代わりに入札事務に関係のない当研究所職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 契約書の作成

① 契約書の記名押印は、先に当研究所が行い、その後、請負者が記名押印し、各自１通を保管する。

② 契約書（２部）を当研究所から受領したら、記名、押印及び収入印紙を貼付（収入印紙貼付不要契約の場合を除く）して 7 日以内に当研究所総務課契約係あてに到着するよう返送すること。

③ 落札者及び当研究所が契約書に記名押印しなければ、本契約は成立しない。

(5) 代金支払条件

① 当研究所の給付完了確認後、請負者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に銀行振込により代金を支払う。

② 請負者は、請求書に必ず振込先金融機関名、預貯金種別、口座番号、口座名及び請求日を記載すること。

(6) 納品または履行の検査等

① 納品または履行の検査方法等については、契約書及び仕様書に定めるところによる。

② 検査終了後、請負者が提出した書類に虚偽の記載があると判明した場合は、請負者に対して損害賠償を求める場合がある。

※入札書を郵便で提出する場合、必ず、入札書・入札内訳書に同封して本紙を提出
※持参の場合は、必要ありません

平成　　年　　月　　日
送信枚数：本紙のみ

入札書受取通知票

[宛先]
入札書提出事業者：
担当部署：
担当者：
FAX 番号：
（上記宛先項目何れも入札者が必ず記入）

入札事項「人材派遣(開発補助)１式」入札書確かに受取ました。

[受取人]
国立研究開発法人電子航法研究所
総務課契約係
担当：
電話番号０４２２－４１－３４７６
FAX 番号０４２２－４１－３１６９

入　　札　　書

￥

（消費税および地方消費税相当額を除く）

入札件名及び数量　　人材派遣(開発補助) 1 式

本件入札説明書・契約書（案）を承諾のうえ入札します（入札内訳書添付)。

平成　　年　　月　　日

住　　所

事 業 者 名

代表者氏名　　印

国立研究開発法人電子航法研究所　理事長　様

〔入札内訳書〕　　[事業者名：　　]

項目	単位	数量	単価（円）	合価（円）	備考
合計（入札書記入価格：消費税及び消費税相当額を除く）					

(別紙)

誓　約　書

「人材派遣(開発補助)１式」に係る一般競争入札に参加するにあたり、以下の事実について相違無いこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

この契約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

１　官公庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

２　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）

４　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）

５　機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

６　内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

平成　　年　　月　　日

住所
商号又は名称
代表者氏名

国立研究開発法人電子航法研究所
理事長　山本　憲夫　殿

仕　　様　　書

１．件　名

人材派遣（開発補助）　１名

２．仕　様

（１）役務の提供人員

１名　（監視通信領域　１名）

（２）役務の提供日時

４日／週

月曜日から金曜日までのうち４日間（国民の祝日および１２月２９日～１月３日を除く）

７．５時間／日　午前９時３０分から午後６時００分まで

（正午から午後１時００分を除く）

（３）役務の提供において必要とする技能等

C++言語での開発実務経験が５年以上の者で、以下の条件を満たすこと。

イ．　Linux 等 UNIX 系 OS でのコマンドライン操作、アプリケーション操作ができること。

ロ．　ディジタル無線の設計に関する実務経験、もしくはディジタル変復調およびディジタルフィルタ技術に関する知識（大学学部程度）を有すること。

ハ．　英検 2 級もしくは TOEIC スコア 650 以上の英語語学力を有し、GNU ツール等の英文技術文書を理解できること。

ニ．　GNU C++によるオブジェクト指向型プログラム開発ができること。

ホ．　Python スクリプト言語を理解・使用できること。

（４）役務の提供

本件では GNU Radio を用いて、航空用データ通信システムにかかる下記の作業を行う。

イ．ソフトウェア無線プログラミング作業

a.　Linux 上で動作する GNU Radio 開発環境および USRP（Universal Software Radio Peripheral）機材を用いて、航空用データ通信システムのためのソフトウェア無線プログラミングを行うこと。

b.　a.項におけるプログラミング内容の、研究担当者への報告または解説を行うこと。

c.　a.項のプログラミング内容に関する取扱説明書およびリファレンスマニュアルを作成すること。

ロ．実験作業補助

a.　航空用データ通信システムのデータ受信等の操作を行うこと。

b.　受信データ等の解析作業及びシミュレーションを行うこと。

c.　機器操作に付随する測定作業を行うこと。

ハ．和訳・文書整理作業

a.　GNU Radio の C++ API（Application Programming Interface）および Python ライブラリに関する文書の和訳、整理を行うこと。

b.　a.項における文書の、研究担当者への報告または解説を行うこと。

c.　その他、ソフトウェア無線に関連する参考文献等を整理・保存すること。

３．契約期間

平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 3 月 25 日まで

４．料金等

（１）料金の支払いは一か月分毎に行う。

（２）料金の算出は、業務実績に応じて一か月分の合計時間数（時間単位で算出）に契約単価（時間単価）を乗じた金額とする。

５．提出書類

派遣予定者が上記２．（３）の要件を満たすことを証明するため、本件入札に参加しようとする者は、入札に当たり以下の書類を提出すること。

（１） 派遣予定者の経歴書

（２） 派遣予定者の保有資格一覧

６．検　査

月毎の給付について検査職員が検査を行う。

７．監　督

業務の実施について監督職員が適宜、監督を行う。

８．補足事項

人材派遣後、派遣要員が上記２．（３）で定める能力あるいは２．（４）の業務を遂行する能力を有さないことが明確となった場合には、派遣元は速やかに代替の派遣要員を派遣する義務を有する。

９．その他

- 役務提供の実施について疑義が生じた場合、監督職員と協議すること。
- 派遣要員については，社会保険（健康保険・厚生年金）に加入している者であること。
- 自動車通勤可能（駐車場所あり）。

平 成 ２ ７ 年 度
年 契 第　　号

人 材 派 遣 契 約 書

受注者

人　材　派　遣　契　約　書（案）

１．件　　名　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

２．派 遣 場 所　　国立研究開発法人 電子航法研究所
（東京都調布市深大寺東町 7-42-23）

３．履 行 期 間　　自）平 成　２７ 年 **月 **日
至）平 成　２８ 年 **月 **日

４．契 約 金 額　　１時間あたり単価　￥＊＊＊＊＊＊＊.－
（取引に係る消費税および地方消費税の額を除く。）

５．契約保証金　　免　除

国立研究開発法人電子航法研究所（以下「発注者」という。）と＊＊＊＊＊＊＊＊以下「受注者」という。）は、＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の派遣に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則及び就業条件）

第　１　条　受注者は、本契約の各条項及び仕様書に定める内容に従って、発注者に対し、要員の派遣を行うものとする。なお、就業条件については、本契約書及び仕様書に基づき、労働者派遣契約（以下「個別契約」という。）でこれを定めるものとする。

（使用者の義務）

第　２　条　発注者は、受注者の派遣する要員（以下「派遣要員」という。）の労働時間及び安全管理について、労働基準法等の使用者としての責任を負うものとする。

２　受注者は、派遣要員に対し、前項に定める以外の労働基準法等の使用者としての責任及び労働災害補償保険等の事業主としての責任をすべて負うものとする。

（責任者の選定）

第　３　条　発注者及び受注者は、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を選任するものとする。また、発注者は派遣労働者を直接指揮命令する者を定めるものとする。

（派遣要員の交替）

第　４　条　発注者は、派遣要員が個別契約に定める業務を遂行する上で、著しく不適当と認められるときは、受注者にその理由を書面にて通知し、派遣要員の交替を求めることができるものとする。

２　受注者は、受注者の事由により派遣要員を交替しようとする場合は、発注者にその理由、交替の時期及び新たに派遣する要員名等を事前に書面にて通知するものとする。このとき、契約単価の見直しは行わないものとする。なお、緊急の場合を除き、上記の交替通知は、概ね一ヶ月前までに行うものとする。

（苦情処理）

第　５　条　発注者及び受注者双方は、派遣要員の就業に関して、苦情その他問題が生じた場合には、互いに緊密に連携し、問題の適切かつ迅速な処理と解決に努めるものとする。

（損害賠償）

第　６　条　受注者は、派遣要員の就業に関連して、派遣要員が受注者の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に人的、或いは物的な損害を与え、紛争を生じるような事態を発生させた場合には、受注者の責任と負担においてこれを処理し、解決するものとする。

（機密保持）

第　７　条　受注者及び派遣要員は、本契約（個別契約を含む。以下同じ。）の締結及び履行その他これに関連又は付随して知り得た機密事項を、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、これに伴い、受注者及び派遣要員は、機密漏洩の可能性を排除するよう十分な注意を払うものとする。

２　前項の規定は、本契約終了後もなお効力を有するものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第　８　条　発注者及び受注者双方とも、契約の相手方より書面による事前の承諾を得ることなく、本契約及びこれに関連して発生する権利義務を第三者に譲渡、移転してはならない。

（権利の帰属）

第　９　条　派遣要員の業務の結果としてのデータ、印刷物、その他成果物の所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。

（毎月業務の完了及び検査）

第　１０ 条　受注者は、毎月に定める業務が完了したときは、速やかに発注者に対し、発注者の指定する検査職員による検査確認を受けるものとする。

（派遣料金の支払い）

第　１１ 条　発注者は、本契約に基づく派遣要員の対価（以下「派遣料金」という。）及びこれに係る消費税及び地方消費税相当額を、前条の検査確認後、受注者から適法な請求書を受理した日から 30 日以内に受注者に対し支払うものとする。なお、派遣料金の計算にあたり、当該月の実働時間に次の各号に該当する時間がある場合は、当該時間数は当該各号により計算するものとする。

一　超過勤務時間（実働 8 時間を超えた時間）及び休日勤務時間は、本契約書頭書記載の契約金額（1 時間あたりの単価）（以下本条において「契約単価」という。）に 25%の割増とする。

二　労働基準法に基づく法定休日勤務時間は、契約単価の 35%の割増とする。

三　勤務日の 22 時以降の勤務時間及び休日の超過勤務時間は、契約単価に 50%の割増とする。

（時間外労働時間）

第　１２ 条　時間外労働は、最長１日 5 時間、１ヶ月 45 時間、１年間 360 時間の範囲内とする。

（契約金額の改定）

第　１３ 条　契約金額（１時間あたり単価）の改定は、本契約を締結した月の総務省統計局公表の消費者物価指数（総合指数）を基準として、同指数に±5%の変動があった場合のみ、発注者及び受注者間で協議のうえ、改定することができる。

（延滞金）

第　１４ 条　発注者は、派遣料金その他本契約に基づき受注者に対して負う金銭債務につき、その支払期限までに天災地変等やむを得ない場合のほか、これを支払わないときは、支払期限到来の日の翌日より支払を了した日までの日数に応じ、契約金額に対し年 2.90%の率をもって計算した支払遅延利息を受注者に支払うものとする。

（契約派遣期間）

第　１５ 条　派遣要員の派遣期間は、平成** 年** 月**日より平成**年**月**日までとする。

（契約の解約又は解除）

第　１６ 条　受注者は、契約期間終了の前に本契約を解約しようとするときは、発注者に対し予め書面による申し出を行い、発注者の承諾を受けなければならない。

２　発注者及び受注者双方とも、契約の相手方が本契約に定める義務に反し、契約の目的を達成する見込みがないときは、前項に拘わらず本契約を解除することができる。

３　前２項の規定により本契約が解約又は解除された場合は、発注者は、未払いの派遣料金を派遣要員の実働日数及び実働時間に応じ計算し、その対価及びこれに係る消費税及び地方消費税相当額を受注者に支払うものとする。

（合意管轄）

第　１７ 条　本契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

（独占禁止法違反）

第　１８ 条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 15／100 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第 7 条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（独占禁止法違反違約金に係る遅延利息）

第　１９ 条　受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5.00%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（協議）

第　２０ 条　本契約に定めのない事項、契約条項中疑義の生じた事項及び契約の変更については、発注者及び受注者双方別途協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平 成 **年 **月 **日

東京都調布市深大寺東町 7 丁目 42 番 23 号
発注者　国立研究開発法人電子航法研究所
理 事 長　山 本 憲 夫　㊞

受注者

㊞